

防災拠点型地域交流スペース補助審査基準

基準	判断	現状	留意事項
<p>(2) 中規模型（190㎡以上、15人以上の受入れを想定。）</p> <p>ア 要援護者を受け入れた際に使用する食料品等を蓄えるための備蓄倉庫が設置されているか。</p> <p>イ 要援護者が使用することができる、車椅子に対応したトイレが設置されているか。</p> <p>ウ 要援護者の一時的な受入れに必要な手洗い設備及び簡易な調理設備が設置されているか。</p> <p>4 平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用できるか。（通知Ⅱ 3(4)）</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>・利用可能なトイレの数</p> <p>(専用)</p> <p>車椅子対応 室</p> <p>非対応 室</p> <p>(共用)</p> <p>車椅子対応 室</p> <p>非対応 室</p> <p>・手洗い及び調理設備</p> <p>手洗い 台</p> <p>調理設備 台</p> <p>・その他設備</p> <p>が 個</p> <p>が 個</p> <p>が 個</p> <p>・平常時の活用方法</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>・備蓄倉庫は緊急時の使い勝手を考慮し、最小限の数にまとめ、収納物資を事業継続計画等により職員に周知すること。</p> <p>・平常時には地域住民が利用できるスペースとして、積極的な活用を図ること。</p>